

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東陽倉庫株式会社			コード	9306
提出日	2025/5/20	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	水谷 康二	社外取締役	○										△					有
2	小鹿 誓子	社外取締役	○										△					有
3	入谷 正章	社外監査役	○													○		有
4	佐藤 哲也	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当社は東洋熱工業株式会社と物流サービスの取引関係がありますが、同社と当社との取引は僅少（連結営業収益及び連結営業費用の0.5%以下）であります。また、水谷康二氏は、当社の資金借入先金融機関の出身であります。すでに退職し10年以上経過しております。	水谷康二氏は、東洋熱工業株式会社の上席執行役員、同社常勤顧問を歴任するなど、企業経営に携わってきた経験をもとに実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、社外取締役としてお願いするものであります。同氏は独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。
2	小鹿誓子氏は、過去に当社の会計監査人である朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）に勤務しておりましたが、2005年12月に退職しております。	小鹿誓子氏は、株式会社八幡製鉄所取締役として主に管理部門を担当し、また、株式会社ワークライフインテグレート代表取締役として経営にあたっております。さらに、公認会計士として企業会計に関する知見を有し、また愛知県建設部入札監視委員等の公職を歴任するなど、様々なスキルと経験をもとに当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、社外取締役としてお願いするものであります。また、同氏は独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。
3		入谷正章氏は、弁護士として、企業法務及びコンプライアンスに関する専門的知見並びに経営に関する高い見識を持っております。同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、他社において社外監査役としての実務経験もあることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏は独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。
4	佐藤哲也氏は、過去に当社の会計監査人である朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）に勤務しておりましたが、2021年7月に退職しております。	佐藤哲也氏は、公認会計士として、企業会計および税務に関する専門的知見ならびに経営に関する高い見識を持っております。さらに、コンサルティングファームや監査法人での経験をもとに、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏は独立性判断基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定しています。

4. 補足説明

＜社外役員の独立性判断基準＞
金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認の上、いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。
(1) 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
(2) 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
(3) 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
(4) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
(5) 当社の会計監査人の代表社員または社員
(6) 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
(7) 当社の社外役員としての任期が12年を超える者
※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の1%を超える借入先をいう。
※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結営業収益（連結営業費用）の5%を超える取引先をいう。
※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。
なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。